

火薬類立入検査要綱の制定について(例規通達)

(昭和52年4月19日)

(栃生保第387号栃木県警察本部長通達)

火薬類取扱場所の立入検査については、別添の通り要綱を制定し、昭和52年4月19日から実施することとしたから、次の事項に留意し運用上誤りのないようにされたい。

なお、昭和43年栃木県公安委員会規程第1号「火薬類立入検査規程の制定について」は廃止する。

記

1 制定の趣旨

火薬類取締法(以下「法」という。)第43条第2項に基づき警察職員の行う立入検査(以下「立入検査」という。)を、火薬類規制の現状及び火薬類取扱いの実態に即して合理的かつ効果的に推進するため「火薬類立入検査要綱」を制定し火薬類不正流出防止の徹底を期することとしたものである。

2 要綱の内容

(1) 関係機関及び団体との協力

火薬類取締事務の運用について、平素から県知事部局等関係機関及び火薬類保安協会等の関係団体と緊密に連携し、これら機関及び団体の行う行政上の措置又は活動と、警察の行う立入検査が総合的に運用されるような配意事項を設けた。

(2) 幹部の職務

火薬類取締事務を担当する幹部は、常に火薬類使用犯罪の動向と火薬類不正流出防止上の問題点を正確には握するとともに、これらの情勢に対応した指導取締り体制を整備し、立入検査の効果的運用を図る等幹部の職務を明確にした。

(3) 立入検査の種別

従来、いつせい立入検査を中心に運用してきたことを改め、年間を通じて計画的に実施する通常立入検査と、警察庁が年1回以上全国的な規模で行ういつせい立入検査新たに火薬類を取扱うこととなつた場所に対する新規立入検査の3種類として効果的に実施することとした。

(4) 立入検査の対象

立入検査の対象を、製造業者、販売業者、消費者、廃棄者又は製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所及び保管場所(以下「火薬類取扱場所」という。)と明確にした。

(5) 基礎資料の整備と活用

立入検査を適正かつ効果的に推進するため、火薬類取扱場所の基礎資料として様式第1号から第4号までの台帳を整備し、活用することとした。

(6) 立入検査の事前準備

立入検査に従事する警察職員は、事前に関係法令の研さんに努めるとともに、立入検査対象の火薬類取扱場所の実態をあらかじめは握し、立入検査の円滑かつ効果的推進を図ることとした。

(7) 立入検査の実施要領

立入検査は、2名以上の警察職員で実施し、火薬類取扱場所の責任者等の立会いを求めて行うほか、関係者から請求があつた場合は、身分を示す警察手帳又は警察職員証を呈示し、火薬類取扱場所の種別に応じて様式第5号から第12号の立入検査実施票により、綿密に実施して正確な実態をは握することとした。

(8) 違反を認めた場合等の措置

違反を認めた場合で、当該違反の状態が法第45条に規定する緊急措置を要する場合の知事に対する措置要請と、また、緊急措置を要するに至らない場合の改善と指導等の措置を明確にした。

(9) 立入検査後の措置

悪質な違反又は適正な保管管理を必要と認められる場合の知事に対する措置、改善意見の通報及び事後の立入検査の強化の措置をとることと明示した。

(10) 立入検査の報告

立入検査を実施した際は、立入検査実施票(様式第5号から第12号)により、その結果をすみやかに所属長に報告することとした。

(11) 立入検査実施上の留意事項

立入検査については、関係者に理解と協力を得るように努めるほか、火気使用の禁止、危害防止等について具体的に明示した。

火薬類立入検査要綱

1 趣旨

この要綱は、火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下「法」という。)第43条第2項の規定に基づき、火薬類の盗難及び不正流出その他火薬類による災害を防止するため、警察職員が行う立入検査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 関係機関及び団体との協力

火薬類取締事務の運用について平素から関係機関及び団体と緊密に協力し、これらの機関及び団体の行う行政上の措置又は活動と警察の行う立入検査とが総合的に運用されるよう配慮すること。

3 幹部の職務

火薬類取締事務を担当する各級幹部は、常に火薬類使用犯罪の動向、火薬類不正流出防止上の問題点を正確には握るように努めるとともに、これらの情勢に対応する指導取締体制を整備し、立入検査の効果的運用を図るものとする。

4 立入検査の種別

立入検査の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 通常立入検査

警察本部又は警察署が年間を通じて計画的に実施する立入検査

(2) いつせい立入検査

警察庁が年間1回以上計画し、全国的な規模で行う立入検査

(3) 新規立入検査

新たに火薬類を取扱うこととなつた場所に対して行う立入検査

5 立入検査の対象

立入検査の対象は、製造業者、販売業者、消費者、廃棄者又は製造所、販売所、火薬庫消費場所、廃棄場所及び保管場所(以下「火薬類取扱場所」という。)とする。

6 基礎資料の整備

立入検査を適正、効果的に推進するため、次の各号に掲げる要領により火薬類取扱場所の基礎資料を整備し、その活用を図るものとする。

(1) 様式は、別添様式第1号から第4号までによること

(2) 知事から法第52条第2項の規定による通報を受けたときは、当該火薬類取扱場所の関係者に対して火薬類の適正な保管管理について指導するとともに、必要な事項を聴取し台帳を整理すること

(3) 記載事項に変更を生じたときは、その都度遅滞なく追加訂正し、記載内容が実態に合致するようにすること

7 立入検査の事前準備

立入検査に従事する警察職員は、事前に関係法令の研さんに努めるとともに、立入検査を実施しようとする火薬類取扱場所について、次の各号に掲げる事項をあらかじめは握し、立入検査の円滑、かつ効果的な推進を図るものとする。

(1) 所在地、名称及び火薬類に関する許可の状況

(2) 火薬類保安責任者の人数及び氏名

(3) 過去における火薬類取締法違反及び火薬類盗難被害の状況

(4) 火薬庫(1級火薬庫、2級火薬庫、3級火薬庫及び実包火薬庫に限る。)にあつては、火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号。以下「規則」という。)第24条第16号(警鳴装置の設置義務の免除)の適用の有無

(5) 火薬類消費場所にあつては、法第30条第2項の火薬類取扱保安責任者の選任義務の有無、法第29条第4項の保安教育計画の策定に関する知事の指定の有無、規則第52条第1項の火薬類取扱所設置義務の有無並びに規則第48条第1項の火薬類取扱従事者の人数及び氏名

8 立入検査の実施要領

立入検査は、次の各号に掲げる要領により実施するものとする。

- (1) 原則として2名以上の警察職員をもつて実施すること
- (2) 火薬類取扱場所の責任者又はその代理人に立入検査を実施する旨を告げ、これらの者の立会いを求めて実施すること
- (3) 立入検査に従事する職員は、身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示すること
- (4) 立入検査は、火薬類取扱場所の種別に応じ、それぞれ別添様式第5号から第12号までの「立入検査実施票」の検査(指導)事項にしたがって実施すること
- (5) 立入検査は、綿密周到な注意力をもつてねばり強く実施し、当該火薬類取扱場所における火薬類保管管理の実態を正確には握るように努めること

9 違反を認めた場合の措置

立入検査により違反を認めた場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 当該違反の状態が、法第45条に規定する緊急措置を要すると認められるときは、警察本部長(以下「本部長」という。)を通じて知事に対して同条各号に定める措置を要請すること
- (2) 当該違反の状態が、法第45条の緊急措置を要するにいたらないと認められるもののうち、改善が可能なものについては直ちに改善を指導するほか、その場で改善が困難なものについては、期限を付して改善を指導し、当該期間の経過後に結果を確認すること
- (3) 当該違反の原因を検討し、じ後の改善措置の資料として活用すること

10 立入検査後の措置

立入検査実施後は、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 火薬類取締法違反が認められたもののうち、その罪状が悪質なもの、火薬類取締法違反の前歴があるもの又はその他火薬類の適正な保管管理を期するため必要があると認められるものについては、本部長を通じて知事に対し法第52条第4項の措置を要請すること
- (2) 知事等の関係機関に対して、立入検査の結果を適宜とりまとめ必要な改善意見とともに通報すること
- (3) 火薬類取締法違反が認められた火薬類取扱場所に対しては、じ後の立入検査を強化すること

11 立入検査の報告

警察職員は、立入検査を実施したときは、別添様式第5号から第12号までの立入検査実施票によりすみやかにその結果を所属長に報告するものとする。

12 立入検査実施上の留意事項

立入検査の実施については、法第43条第5項によるほか、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 粗野な言動を慎むとともに、必要に応じて関係者に立入検査の趣旨、関係法令の規定等を懇切に指導し、その理解と協力を得るように努めること
- (2) 火薬類取扱場所においては、火気の使用を厳に慎むとともに、業務上やむを得ない場合のほか、火薬類を直接取扱わないようにすること
- (3) 発破による飛石、不発の爆薬等に十分注意し、火薬類による危害を受けないようにすること
- (4) 火薬類取扱場所において所持又は着装することが適当でないものを携帯し、着装しないこと